

○建設省告示第千二百四十号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十三条の三第七項第一号イ（3）及び同項第二号口並びに第二十一条の十九第八項第一号イ（3）及び同項第二号口の規定に基づき、国土交通大臣の指定する民法（明治三十一年法律第九号）第三十四条の規定により設立された法人を次のように指定する。

昭和五十四年七月十八日

建設大臣 渡海元三郎

改正 昭和六十年一月二十六日 建設省告示第百号

改正 平成三年三月三十日 建設省告示第九百七十一号

改正 平成四年四月十五日 建設省告示第千二十五号

改正 平成十二年十二月二十八日 建設省告示第千五百三十五号

改正 平成十三年一月九日 国土交通省告示第四号

社団法人 全国住宅地協会連合会（所在地・東京都新宿区新宿一丁目二十六番六号）

社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会（所在地・東京都千代田区東神田一丁目十番六号）

社団法人 全日本不動産協会（所在地・東京都千代田区紀尾井町三丁目三十番）

社団法人 都市開発協会（所在地・東京都千代田区永田町二丁目十四番三号）

社団法人 日本高層住宅協会（所在地・東京都新宿区西新宿二丁目六番一号）

社団法人 日本住宅建設産業協会（所在地・東京都千代田区麴町五丁目三番）

社団法人 不動産協会（所在地・東京都千代田区霞ヶ関三丁目二番五号）

財団法人 区画整理促進機構（所在地・東京都千代田区平河町二丁目三番十一号）

前 文（抄）昭和六十年一月二十六日 建設省告示第百号

昭和六十年一月二十六日から適用する。

前 文（抄）平成三年三月三十日 建設省告示第九百七十一号

平成三年三月三十日から適用する。

前 文（抄）平成四年四月十五日 建設省告示第千二十五号

平成四年四月十五日から適用する。

前 文（抄）平成十二年十二月二十八日 建設省告示第二千五百三十五号
平成十三年一月六日から施行する。

前 文（抄）平成十三年一月九日 国土交通省告示第四号
平成十三年一月九日から適用する。